

2 公表等

(適格請求書発行事業者の情報の公表方法)

問 19 適格請求書発行事業者の情報は、どのような方法で公表されますか。【令和5年10月改訂】

【答】

適格請求書発行事業者の情報（登録日など適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項）は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます（消法57の2④⑪、消令70の5②）。また、適格請求書発行事業者の登録が取り消された場合又は効力を失った場合、その年月日が「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。具体的な公表情報及び公表イメージについては、次のとおりです。

(1) 法定の公表事項（消法57の2④⑪、消令70の5①）

- ① 適格請求書発行事業者の氏名*又は名称
- ② 法人（人格のない社団等を除きます。）については、本店又は主たる事務所の所在地
- ③ 特定国外事業者以外の国外事業者については、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地
- ④ 登録番号
- ⑤ 登録年月日
- ⑥ 登録取消年月日、登録失効年月日

※ 個人事業者の氏名について、「住民票に併記されている外国人の通称」若しくは「住民票に併記されている旧姓（旧姓）」を氏名として公表することを希望する場合又はこれらを氏名と併記して公表することを希望する場合は、登録申請書の他に、必要事項を記載した「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」をご提出ください。

なお、住民基本台帳法令の規定により、やむを得ず住民票に旧姓を併記できない場合には、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」に戸籍謄本を添付して提出することにより、旧姓（氏）での公表することができます。

また、既に公表サイトに氏名が公表されている方についても同様の手続により旧姓（氏）での氏名の公表が可能です（既に付されている登録番号は変更されませんのでご留意ください。）。

(注) 1 住民基本台帳法令の規定により、やむを得ず住民票に旧姓を併記できない場合とは、例えば、過去に住民票に旧姓を併記する手続を行い、その併記した旧姓を削除した後、再度、氏に変更（婚姻や離婚）がないにもかかわらず、旧姓を併記しようとする場合が該当します。

2 氏名に代えて旧姓を使用するケースにおいては、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」の記載に当たっては、「氏名に代えて公表」にチェックを入れていただくようお願いします。

3 e-Taxにより届出書や申出書を提出する場合は、住民票の提出は不要ですが、戸籍謄本の添付をされる方については、管轄のインボイス登録センターに郵送いただくようお願いします。

4 「住民票への旧姓の併記方法」や「住民票に旧姓を併記できない場合」の詳細については、お住いの市区町村にお尋ねください。

(2) 本人の申出に基づき追加で公表できる事項

次の①、②の事項について公表することを希望する場合には、必要事項を記載した「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」をご提出ください。

- ① 個人事業者の「主たる屋号」、「主たる事務所の所在地等」
- ② 人格のない社団等の「本店又は主たる事務所の所在地」

(公表イメージ)

① 法人

国税商事株式会社の情報

最新情報

登録番号
T9876543210987

※ 設立登記法人など法人番号が指定されている場合は、「法人番号公表サイト」において登録番号の「T」を除いた13桁の番号で検索することができます。

[法人番号公表サイトへ](#)

氏名又は名称
国税商事株式会社

登録年月日
令和5年10月1日

本店又は主たる事務所の所在地
東京都千代田区霞が関3丁目1番1号

最終更新年月日
令和〇年〇月〇日

履歴情報

No.1 連絡請求書発行事業者登録日 令和5年10月1日
新規

② 個人事業者（公表の申出をしない場合）

国税 太郎の情報

最新情報

登録番号
T1234567890123

氏名又は名称
国税 太郎

登録年月日
令和5年10月1日

最終更新年月日
令和〇年〇月〇日

履歴情報

No.1 連絡請求書発行事業者登録日 令和5年10月1日
新規

③ 個人事業者（公表の申出をした場合）

国税 太郎の情報

最新情報

登録番号
T 1234567890123

氏名又は名称
国税 太郎

登録年月日
令和5年10月1日

主たる事務所の所在地等
東京都千代田区霞が関3丁目1番1号

主たる屋号
国税商店

最終更新年月日
令和〇年〇月〇日

履歴情報

No.1 連絡請求書発行事業者登録日 令和5年10月1日
新規

(適格請求書発行事業者公表サイト)

問 20 適格請求書発行事業者公表サイトでの適格請求書発行事業者の公表情報の確認方法について教えてください。【令和5年10月改訂】

【答】

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」では、交付を受けた請求書等に記載された登録番号を基にして検索する方法により、適格請求書発行事業者の氏名・名称や登録年月日などの公表情情報を確認することができます。

なお、相手方から交付を受けた請求書等に記載がある登録番号に基づき、検索を行った結果、該当する公表情情報がない場合（交付を受けた請求書等の記載内容と異なる情報が表示される場合を含みます。）、請求書等に記載された登録番号が誤っている可能性などがありますので、まずは、相手方にご確認いただきますようお願いします。

（参考） 「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」には、登録番号を基にした検索のほか、システム間連携のためのWeb-API機能や公表情情報に係るデータのダウンロード機能があります。これらの機能の詳細については、同サイトで仕様公開しておりますので、ご確認ください。

(登録番号の効率的な確認方法)

問 21 当社は取引先が多いため、登録番号の有効性の確認を効率的に実施したいと考えています。どのような方法がありますか。【令和5年4月追加】【令和5年10月改訂】

【答】

登録番号の有効性を効率的に確認する方法として、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」のWeb-API機能又は公表情情報ダウンロード機能を利用する、あるいはこれらの機能に対応している会計ソフト等を導入するなどの方法が考えられます。

① Web-API機能

利用者の皆様が保有するシステムからインターネットを経由して、簡単なリクエストを送信していただくことで、指定した登録番号で抽出した情報、指定した期間で抽出した更新（差分）情報を取得するための、システム間連携インターフェース（データ授受の方式）を提供するものです。

② 公表情情報ダウンロード機能

前月末時点に公表しているデータの最新情報を、全件データファイルとして提供するとともに、新規に適格請求書発行事業者として登録された事業者の情報のほか、公表情情報の変更・追加や失効年月日等の情報をダウンロードすることができます。

※ 個人事業者については氏名等の情報を削除して提供しています。

なお、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」の検索機能（登録番号を利用して適格請求書発行事業者の情報を表示する機能をいいます。）に対して、いわゆるスクレイピングなど、プログラムを用いて公開している情報を取得する行為については、本サイトの利用規約上禁止しています。

(適格請求書発行事業者公表サイトの検索結果とレシート表記が異なる場合)

問 21-2 屋号が記載されたレシート（適格簡易請求書）の交付を受けました。当該レシートに記載された登録番号に基づき、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」にて検索した結果、事業者の氏名又は名称のみが表示され、屋号は表示されませんでした。このような場合、当社は仕入税額控除の適用を受けてよいのでしょうか。【令和6年4月追加】

The diagram illustrates a discrepancy between a receipt and a search result. On the left, a receipt from 'Super-OO' is shown. It includes the address '03-XXXX-XXXX', registration number 'T9876543210987', date 'XX年11月1日', and a breakdown of charges:

牛肉	※	2,160 円
雑貨		3,300 円
小計		5,460 円
8%対象		2,160 円
10%対象		3,300 円

※は軽減税率対象

On the right, the 'Kosei Shoushi' website search results for the same registration number 'T9876543210987' are shown. The results page displays the company name '国税商事株式会社' (Kosei Shoushi Co., Ltd.) and its address '東京都千代田区霞が関3丁目1番1号'. A vertical text '一致せず' (Discrepancy) is placed between the receipt and the search results.

【答】

適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書（以下「適格請求書等」といいます。）に記載する氏名・名称については、電話番号等により適格請求書を交付する事業者を特定することができれば、屋号や省略した名称などの記載で差し支えないとされています（屋号による記載については、問55《屋号による記載》をご参照ください。）。

したがって、その氏名・名称の代わりに屋号が記載された適格請求書等を受領した事業者においては、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で当該適格請求書等に記載された登録番号を基にして検索したとしても、その結果として表示された事業者が当該適格請求書等に記載された屋号の事業者と同一であるか明らかとならないこともあります。

この点、本サイトは、取引先から受領した請求書等に記載されている登録番号が取引時点において有効なものかを確認するために利用されるものであるため、その登録番号の有効性が確認できれば、一義的には有効な適格請求書等として取り扱うこととして差し支えありません^(注)。

(注) 売手が適格請求書発行事業者以外の者であるにもかかわらず、自らの登録番号と誤認されるような英数字が記載されているような場合には、当該請求書等は適格請求書等に該当しないこととなります。適格請求書発行事業者以外の者がそうした適格請求書又は適格簡易請求書であると誤認されるおそれのある表示をした書類を交付することや、適格請求書発行事業者が偽りの記載をした適格請求書又は適格簡易請求書を交付すること、それらの書類の記載事項に係る電磁的記録を提供することは禁止されており、罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）の適用対象となります（消法57の5、65）。

また、こうした書類や電磁的記録を受領した事業者において、災害その他やむを得ない事情により、請求書等の保存をすることができなかったことを証明した場合には、帳簿や請求書等の保存がなくとも仕入税額控除の適用を受けることが可能です（消法30⑦但書）。

(参考) 適格請求書を発行する事業者における対応例

国税庁適格請求書発行事業者公表サイトの検索結果として表示される事業者名とレシートに表記した屋号等が異なる場合、売手である適格請求書発行事業者において、顧客から問合せを受けることも考えられます。

こうした問合せに対する対応としては、例えば、個人事業者については、申出により「主たる屋号」を公表することが考えられます。

また、法人については「主たる屋号」の公表ができる仕組みとはなっていませんが、例えば、レシートに、屋号に加えて「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」に掲載されている運営会社等の名称を併記することや、店頭に「公表サイトには運営会社等の名称（〇〇（株））が表示される」旨を掲示する等の方法によることもご検討ください。

【適格簡易請求書に運営会社名を表示した場合の例】



(適格請求書発行事業者の公表情報の変更等)

問 22 適格請求書発行事業者の公表情報に変更等があった場合の手続について教えてください。
【令和3年7月追加】【令和5年10月改訂】

【答】

適格請求書発行事業者の氏名又は名称、法人の本店所在地などの法定の公表事項に変更があった場合は、適格請求書発行事業者は、納税地を所轄する税務署長に「適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書」を提出する必要があり、これにより、適格請求書発行事業者登録簿の情報及び公表情報が変更されます（消法 57 の 2⑧）。

この場合、法人である適格請求書発行事業者においては、変更事項が「名称」又は「本店又は主たる事務所の所在地」であり、その異動事項について記載した異動届出書の提出を行っている場合は、「適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書」の提出を省略して差し支えありません。

また、次の場合には、納税地を所轄する税務署長に「適格請求書発行事業者の公表事項の公

表（変更）申出書」を提出する必要があり、これにより、公表情報が変更されます。

- ・個人事業者の氏名について「住民票に併記されている外国人の通称」若しくは「住民票に併記されている旧姓（旧姓）」を公表している場合又はこれらを氏名と併記して公表している場合に、その公表事項等を変更するとき
- ・個人事業者等が主たる屋号や主たる事務所の所在地を公表している場合に、その情報に変更等があったとき又は公表をしないこととするとき

なお、通知を受けた適格請求書発行事業者の登録番号は変更することはできません。

旧姓について、住民基本台帳法令の規定により、やむを得ず住民票に旧姓を併記できない場合には、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」に戸籍謄本を添付して提出することにより、旧姓（氏）での公表することができます。既に公表サイトに氏名が公表されている方についても同様の手続により旧姓（氏）での氏名の公表が可能です（既に付されている登録番号は変更されませんのでご留意ください。）。

- (注) 1 住民基本台帳法令の規定により、やむを得ず住民票に旧姓を併記できない場合には、
例えは、過去に住民票に旧姓を併記する手続を行い、その併記した旧姓を削除した後、
再度、氏に変更（婚姻や離婚）がないにもかかわらず、旧姓を併記しようとする場合が
該当します。
- 2 氏名に代えて旧姓を使用するケースにおいては、「適格請求書発行事業者の公表事項の
公表（変更）申出書」の記載に当たっては、「氏名に代えて公表」にチェックを入れてい
ただくようお願いします。
- 3 e-Tax により届出書や申出書を提出する場合は、住民票の提出は不要ですが、戸籍謄
本の添付をされる方については、管轄のインボイス登録センターに郵送いただくようお
願いします。
- 4 「住民票への旧姓の併記方法」や「住民票に旧姓を併記できない場合」の詳細につい
ては、お住いの市区町村にお尋ねください。

「適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書」及び「適格請求書発行事業者の公表
事項の公表（変更）申出書」は、e-Tax を利用して提出することができますのでぜひご利用く
ださい。また、郵送により提出する場合の送付先は、各国税局のインボイス登録センターとな
ります。届出の概要については、問2《登録の手続》をご参照ください。